

会 議 資 料

平成24年7月2日（月）

第1回

西脇市総合計画審議会

西脇市総合計画審議会委員名簿

1 審議会委員

(敬称略)

条例区分	氏 名	所 属・役職等
民間各種団体を 代表する者	片 岡 道 子	北播保護区保護司会西多分区会長
	亀 岡 澄 子	西脇市民生委員・児童委員連合会副会長
	齋 藤 太紀雄	西脇商工会議所会頭
	笹 倉 幸 代	サポート隊きらきら代表
	篠 原 邦 子	市民エコ会議前代表
	竹 内 泰 彦	西脇市連合区長会長
	藤 井 篤 史	西脇青年会議所理事長
	藪 根 隆	西脇市消防団長
学識経験を 有する者	中 川 幾 郎	帝塚山大学大学院教授
	直 田 春 夫	NPO政策研究所理事長
	細 井 雅 代	追手門学院大学准教授
市民を 代表する者	大 前 道 廣	前総合計画推進市民会議委員
	勝 岡 めぐみ	公募・手話サークルわかば
	中 野 眞理子	前総合計画推進市民会議委員
	藤 原 幸 子	黒田庄町愛育班前班長
	吉 田 光一郎	公募・前総合計画推進市民会議委員
関係行政機関の 職員	尾 田 博 明	兵庫県北播磨県民局副局長
	多 井 俊 彦	西脇市副市長

2 事務局担当者

氏 名	所 属・役 職 等
吉 田 孝 司	ふるさと創造部長
高 田 洋 明	ふるさと創造部企画政策課長兼行政経営室長
萩 原 靖 久	ふるさと創造部企画政策課主査
板 場 逸 史	ふるさと創造部企画政策課主任

西脇市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者について、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 民間各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「

表彰審査委員会委員	日 額	7,800	行政職給料表適用職員相当額
-----------	-----	-------	---------------

「

表彰審査委員会委員	日 額	7,800	行政職給料表適用職員相当額
総合計画審議会委員	日 額	7,800	行政職給料表適用職員相当額

に改める。」

《参考》

西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。ただし、報酬が日額により定められている特別職の職員（選挙管理委員会を除く。）で、職務に従事する時間が3時間以内の場合における報酬は、同表に定める額の2分の1とする。

2 報酬が日額により定められている特別職の職員で、弁護士、医師、大学教授及びこれらと同等の見識を持つ者を委員とする場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長と協議して14,800円（その者の職務に従事する時間が3時間以内のときは、7,400円）を超えない範囲で報酬の額について別の定めをすることができる。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

区分	報酬		旅費
総合計画審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

諮問書

う～037

24. 7. 2

西脇市総合計画審議会会長 様

西脇市長 來 住 壽 一

西脇市総合計画・後期基本計画の策定について（諮問）

本市では、市町合併による新市発足を踏まえ、平成19年9月に西脇市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定し、その推進を図ってきました。

この間、わが国の人口は減少へと転じ、加速する少子高齢化、長引く経済の停滞、想定を超えた災害の発生など、社会経済状況の好転がみられない中、未来への不安感は増幅しています。

このような認識の下、本市では、「協働による地域自治」を基本理念に、心の豊かさと幸せが実感できる自立した地域社会を築き、基本構想に掲げた将来像を実現していかなければなりません。

つきましては、その実現に向けた基本的な展開方針を定めた西脇市総合計画・後期基本計画の策定について、西脇市総合計画審議会条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

審議会の役割・運営方法について

1 設置の経緯

- 市では、最上位計画である総合計画の策定と推進に当たっては、専門的な知識を有する学識経験者や市民のみなさんの意見を十分に踏まえるため、地方自治法の規定に基づき、審議会を設置しています。
- 今回は、平成25年度から平成30年度を計画期間とする後期基本計画を策定するため、新たに委員を選出し、設置するものです。



2 審議会の位置付け

- 「総合計画審議会」の担当する事務は、言うまでもなく「後期基本計画の策定」です。
- 「後期基本計画」は、基本構想に基づき、前期基本計画の検証を踏まえ、新たに策定します。
- 審議会は、市の政策などについて、組織として意思決定を行うものです。
- 市長からの後期基本計画の策定に関する「諮問」（＝意見をたずねること）に対し、さまざまな視点から協議を行っていただき、最終的に審議会として「答申」（＝意見を申し述べること）を取りまとめていただきます。

《参考…「審議会」と「懇談会」の基準》

- ☆審議会 … 合議制の機関で、法令等により条例で設置します。市長から諮問や調査等の依頼を受けた事務に関して、採決などを行うことにより、機関としての意思決定権限を有します。
- ☆懇談会 … 個人の資格・立場における意見交換や提言の場で、委員全員の合意を得るため、便宜的に採決を行うことができますが、意思決定の権限はありません。

3 委員の役割

- 委員の任期は、後期基本計画の答申まで（平成24年12月の予定）とします。
- 「市民の代表」として、将来の西脇市のまちづくりについて、議論を行います。
- 事務局からの説明に基づき、質疑・意見を述べていただきます。
- まちづくりの分野別（33分野）に計画の原案を提示しますので、「現状と課題」、「前期基本計画期間中における取組状況」、「今後の施策の方向性」、「数値目標（まちづくり指標）」について、検討・確認していただきます。
- 委員報酬として、市の条例に基づき、会議1回につき、3,700円をお渡しします。（ただし、学識経験を有する委員は、別途基準あり。）

※委員のみなさんには、それぞれの立場から積極的な意見や提言をお願いします。

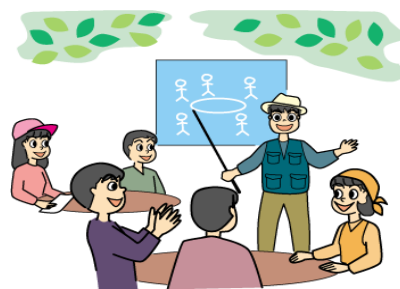
※市からの説明などに基づき、進んでいるところや頑張っていくところは“よい評価”を、遅れているところや努力が必要なところは、“厳しく”応援してください。

4 審議会の運営方針（会議を進める上での基本ルール）

会議については、次のとおり進めていきたいと考えています。

- ① 自由活発な議論を行うため、委員お互いの自由な発言を尊重するとともに、発言者の公平性に配慮することとします。
- ② 複数の選択肢のある意見等については、その内容を尊重することとしますが、統一できる意見や提言については、会議での協議を踏まえ、できる限り取りまとめしていくこととします。こうした意見や提言については、必要に応じて、市長への答申に盛り込むことができます。また、会長の進行の下、必要に応じて多数決など採決を行うことができます。
- ③ 会議の運営を支援するため、市企画政策課が事務局となり、会議資料を作成し、委員のみなさんに審議会開催の1週間から10日前を目途に送付します。
- ④ 会議については、原則公開とします。また、会議録については、ホームページ等で原則公開します。公開に当たっては、発言内容をそのまま掲載するのではなく、事務局で意見の要旨を取りまとめます。また、個人のプライバシーにかかわる情報等が含まれる場合は、その取扱いについて十分配慮するものとします。なお、公開に先立ち、委員のみなさんには事前に会議録を送付し、内容を確認していただくこととします。
- ⑤ その他、会議の運営に当たって、新たなルールが必要となった場合には、委員のみなさんと市とが協議し、運営方針に加えるものとします。

▶「西脇市総合計画審議会会議運営要綱」（案）を参照



西脇市総合計画審議会会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、西脇市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代理出席）

第2条 西脇市総合計画審議会条例（平成18年西脇市条例第1号）第3条第1項に規定する委員の代理出席は認めないものとする。ただし、同項第4号に規定する委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

（議事の表決）

第3条 会長は、議事の表決をとろうとするときは、挙手又は投票を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認めるときは、出席委員の過半数の賛同を得て、公開しないことができる。

（傍聴人）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の20分前から10分前までにおいて先着順で行うものとする。

3 傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて会長が定める。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話及びポケットベルの電源は切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第2号)を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 2 会議録に署名押印する委員は2人とし、会長が指名する。
- 3 会議録は、会議録署名委員が署名押印した日をもって確定するものとする。
- 4 会議の内容は、磁気ディスクによる保存とし、要点のみ記録し、会議録とする。
- 5 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めるときは詳細な議事録を作成することができる。

(会議録の公開)

第10条 会議録は、会議録が確定した日以後に公開するものとする。

- 2 会議録は、次に掲げる事項を除き、公開する。
- (1) 発言した委員等出席者の氏名
 - (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(規律)

第11条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

西脇市総合計画審議会会議傍聴受付簿

1 会議の内容

会 議 名	第 回 西脇市総合計画審議会
開 催 日 時	
開 催 場 所	
傍聴人定員	
特 記 事 項	

2 傍聴希望者受付

受付番号	氏 名	住 所	備 考

西脇市総合計画審議会会議録

会 議 名	第 回 西脇市総合計画審議会		
開 催 日 時	年 月 日 () 「 開会 時 分」 「 閉会 時 分」		
開 催 場 所			
議 長 氏 名			
出 席 者 氏 名			
欠 席 者 氏 名			
会 議 事 項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
年 月 日		署名委員	印 印

西脇市総合計画 後期基本計画策定方針

～ いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき ～

平成23年 6 月 1 日庁内決定

1 計画策定の趣旨

旧西脇市と黒田庄町の合併により誕生した新・西脇市の発足に伴い、平成19年9月に策定した「西脇市総合計画」では、本市の将来像を「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」と定め、その実現を目指し、前期基本計画に基づく都市経営を展開しています。

前期基本計画期間中は、市町合併による自治体の基本的な枠組みの変化に加え、本格的な人口減少社会の到来、経済成長の鈍化、市民参加型社会への移行など社会経済情勢が劇的に変化する中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりを進めてきました。また、行政の経営資源に厳しい制約が生じる時期であることから、新市の経営基盤を着実に構築し、安定を図っていくため、効率性と効果を追求した行政経営に努めてきました。

社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、本市では経営基盤の育成・強化を図り、市民ニーズを的確に捉えた創造的かつ戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な都市経営を確立していくことが必要です。

こうした中、前期基本計画の計画期間が平成24年度で終了することに伴い、引き続き本市の将来像の実現に向け、平成25年度からを計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

2 計画の基本的な役割

総合計画は、自治体の最上位計画に位置付けられ、自治体運営の基本的な指針となるものです。本市では、さきの基本構想・前期基本計画の策定に当たり、総合計画を行政経営の指針としての役割に限定せず、市民や行政など地域社会を構成する多様な主体が、共通の目標である将来像を実現するために連携して行う都市経営の指針としています。

以上のことを踏まえ、本市における総合計画の基本的な役割を次のとおりとします。

- 行政計画の基本となる最上位計画
- 将来像を実現する行政の経営計画
- 市民と目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画

また、地方分権推進計画に基づき、地方自治法が改正され、市町村に課されている基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃されることから、総合計画の策定自体を含め、役割や位置付けについても自治体が独自に判断することとなります。

このため、後期基本計画の策定にあわせ、本市における総合計画の基本的な役割と機能についても検討していくこととします。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「行動計画」による3層構造としており、それぞれ計画期間を設定しています。

(1) 基本構想

長期的な展望に立ち、本市の目指すべきまちの姿を明らかにし、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を示したもので、市議会において議決されています。

計画期間については、平成19年度から平成30年度までの12年間としており、計画期間内においても内容の変更を行うことができるものとしていますが、特に改定の必要性がないことから、今回は改定を行わないものとします。

(2) 基本計画

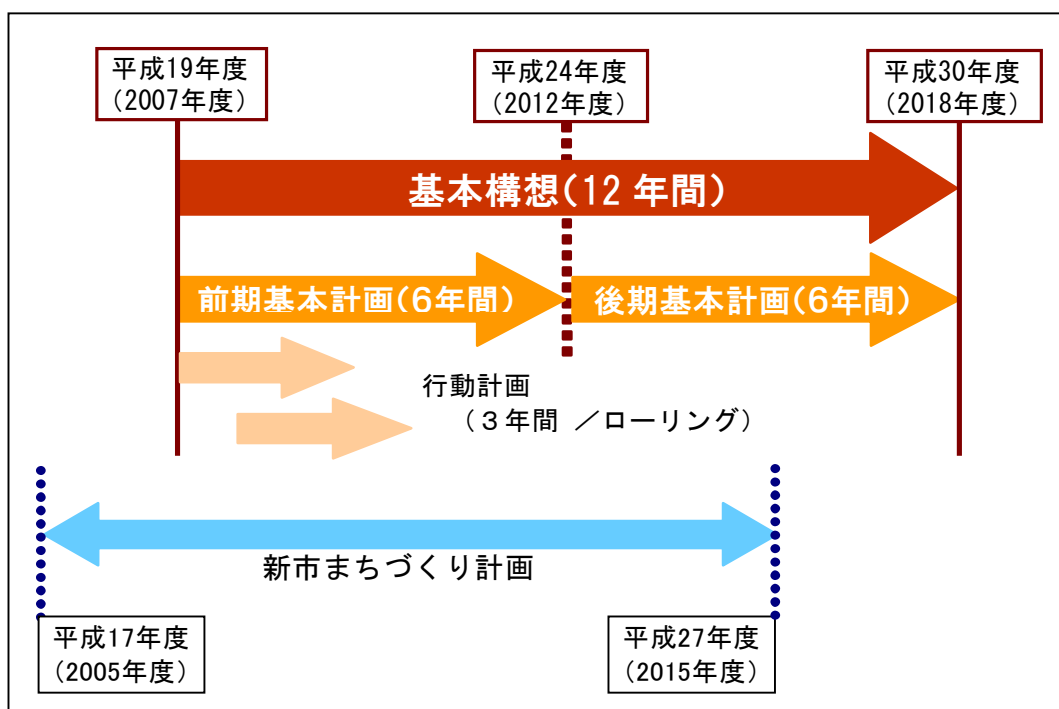
基本構想を受け、その実現に向けた施策の展開方針や主な活動をまちづくりの分野別に示しています。

計画期間については、前期と後期に分け、前期基本計画が平成19年度から平成24年度まで、後期基本計画が平成25年度から平成30年度までの各6年間としており、今回は後期基本計画の策定を行います。

(3) 行動計画

基本計画で明らかにしている施策について、財政的な見通しを踏まえ、具体的な事業や取組内容を示しています。

計画期間については、3か年とし、毎年見直しを行っており、今回の策定作業とは別に策定を行います。



4 計画策定の視点

後期基本計画の策定に当たっては、基本構想の理念を十分に踏まえ、「市民との協働による地域自治」を根幹に、本市の将来像を実現していける政策・施策を明らかにしていくことを基本とします。また、新・西脇市のまちづくりの基盤を構築する時期から確立と育成を図っていく時期に当たるため、本市の基盤強化と求心力の向上につながる創造的な政策・施策を盛り込んでいくこととします。

具体的な計画策定の視点は、次のとおりです。

(1) 新市まちづくり計画を推進する。

後期基本計画の期間中に市町合併から10年目を迎え、合併新市のまちづくりの基本的な指針として策定した「新市まちづくり計画」の計画期間が終了します。また、合併に伴い財政支援措置が段階的に終了し、一つの自治体としてまちづくりの真価が問われる時期に当たります。

こうしたことから、新市まちづくり計画の重要性を勘案し、市町合併の集大成として、同計画に示している必要性が高い取組を引き続き推進します。

○「新市まちづくり計画」にある取組の推進

(2) 前期基本計画の進捗状況を踏まえる。

社会経済環境がめまぐるしく変化する中、地域課題に適切に対応した政策を展開していくため、基本構想を策定する際に計画期間を前期と後期に分割し、基本計画を策定することとしました。

こうしたことから、後期基本計画では、前期基本計画に示した政策の進捗状況を検証し、引き続き本市として傾注が必要な取組を選定するとともに、社会潮流を踏まえた新たなニーズを捉えた政策・施策を取り入れます。あわせて、前期基本計画期間中に策定された分野別の個別行政計画との整合性を確保していきます。

○前期基本計画にある政策・施策の進捗状況の検証・評価
○政策・施策体系の整理・見直し（統合・分割・再編等）
○個別行政計画との連携・整合

(3) 市民・地域の意向を適切に反映する。

行政サービスの受益者であるとともに、都市経営の担い手でもある市民と協働でまちづくりを推進していくため、多様な市民参画による策定体制を構築し、市民の意見を十分に踏まえた市民起点の計画策定を行います。また、地域住民の意向を反映して策定された「地区まちづくり計画」の内容を取り入れた市内8地区の地区別計画を策定についても検討します。

○市民が多様な形で参画する策定体制の確保（審議会・市民会議の設置、市民意見提出手続の実施等）

- 政策の重要度等を探る市民意向調査の実施
- ◎「地区まちづくり計画」を踏まえた地区別計画の検討
- まちづくりにおける「市民に期待される役割」の設定

(4) 実現性と成果を重視する。

限られた行政資源の中、今後も減量経営が必至なことから、厳しい都市経営環境を踏まえ、重点的な施策や取組を選別した戦略的で持続可能なまちづくりを推進します。

そのため、成果が後年度に測定できる適正な指標を設定するとともに、成長させる取組だけでなく、縮小や撤退を行う取組も記載するなど取組段階に応じて内容を示し、「選択と集中」を図ることを明らかにします。

- ◎政策の効果が測定可能な「まちづくり指標」の設定
- 取組内容の選別、取組段階の明確化（新規・継続、拡充・撤退事業等の区分設定）

(5) 分野を越えた重点プロジェクトを検討する。

基本計画では、まちづくりの分野別に施策や取組内容を示していますが、後期基本計画期間中に特に必要性が高く、分野を横断する施策について、「重点プロジェクト」等として位置付けることを検討します。

- 重点プロジェクト・シンボルプロジェクト等の設定の検討

※◎は、前回の計画策定審議会の答申書において後期基本計画策定時に留意するよう指摘された事項

5 計画の策定体制

事務局は企画政策課が担当し、計画策定に係る各種会議の運営支援をはじめ、全般の調整や庶務を行います。

(1) 市民参画体制

ア 審議会・市民会議の設置

市長の諮問機関である「総合計画審議会」と、計画策定の実務的な協議や調整を行う「総合計画推進市民会議」を設置します。平成23年度は市民会議において協議し、その協議結果等を踏まえ、平成24年度に審議会への諮問を行い、調査審議を経て、答申を受けることとします。また、審議会においては、地方自治法の改正による基本構想の策定義務の撤廃を踏まえ、本市における総合計画のあり方についても検討を行います。

なお、市民会議は、平成22年度から2年間を委員任期としている現在の組織を活用し、審議会については、条例に基づき、平成24年度に委員の

委嘱を行います。

イ 市民意向調査

本市での生活実感、政策のニーズや重要度など市民の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内在住者を対象にアンケート調査を実施します。また、計画に掲載する成果を測定する指標である「まちづくり指標」の現状値としても活用します。

ウ 提案・意見募集

計画策定の初期の段階から、広報、ホームページ等を活用して、市民からの意見提案を行うことができる体制を整備します。また、策定した原案については、審議会を通じてパブリック・コメントを実施し、市民からの意見を幅広く求め、提出意見を参考にして計画を策定します。

(2) 庁内体制

ア 策定本部会議

計画の基本的な方針や内容の審議等を行う庁内意思決定機関として、部長会構成委員による「総合計画策定本部会議」を設置します。また、計画の総合調整、基本政策の分野別の計画素案の取りまとめを行うため、各部総務担当課長等で構成する幹事会を設置し、必要に応じて協議を行います。

イ 作業部会

職員自らが担当業務の将来を見据えた政策立案や事業展開を行っていくことが必要であることから、計画の素案や原案の策定、その他計画策定に必要な調査検討を行うため、主査級職員等で構成する作業部会（ワーキング・グループ）を設置します。

ウ 調整会議等

政策体系の整理、政策の成果を測定できる指標の設定、地区別計画の策定などについては、それぞれ関係主管課と個別に必要な協議や調整を行います。

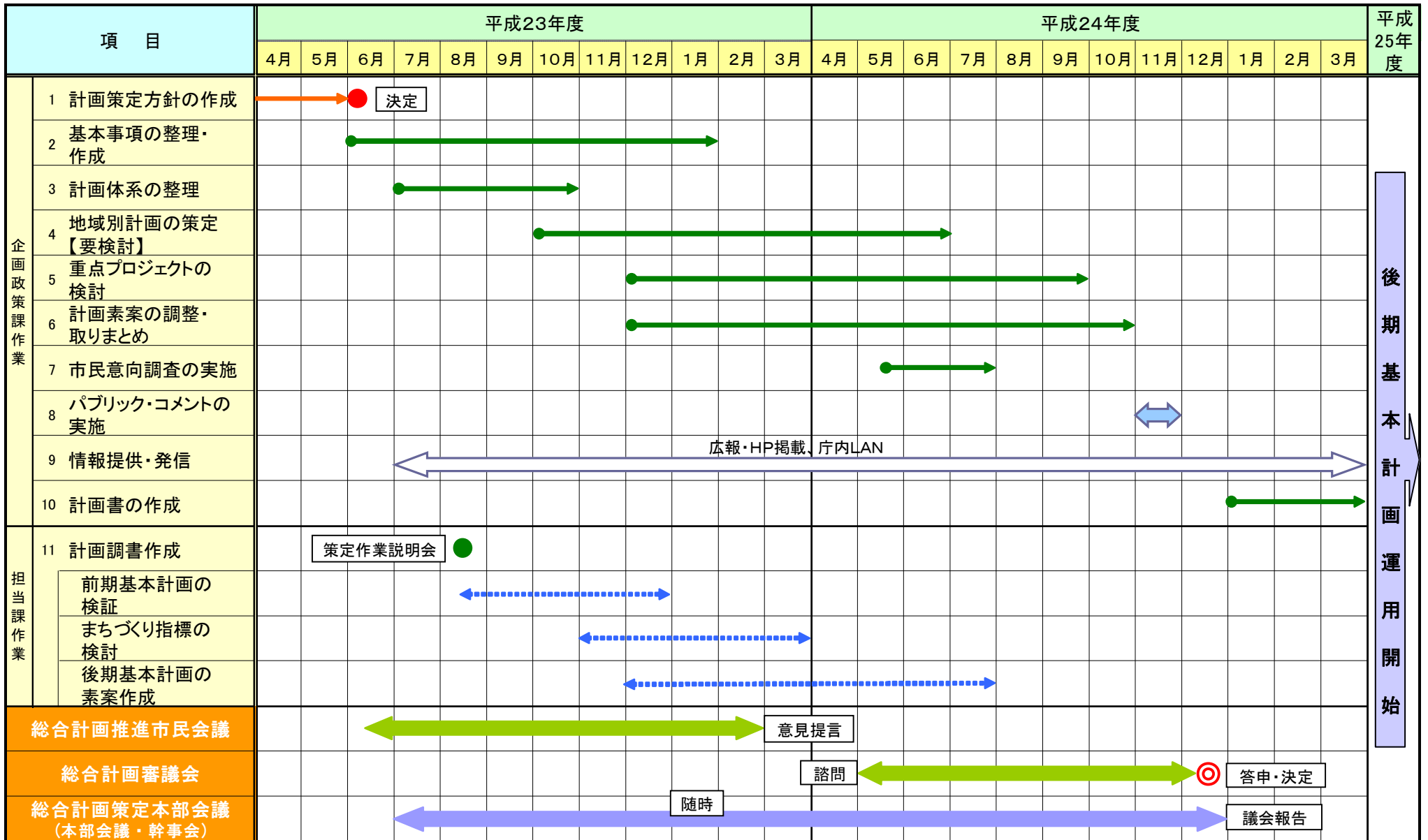
また、策定する計画が今後の地域経営の活動規範となることから、市民・職員ともに、広報やホームページ、あるいは庁内LANを通じて策定段階から積極的な情報発信を行います。

6 計画の策定スケジュール

平成24年12月の策定を目指し、平成23年度及び平成24年度の2か年で策定作業を行います。

作業工程を示した策定スケジュールについては、別紙を参照

総合計画 後期基本計画策定スケジュール(案)



後期基本計画運用開始

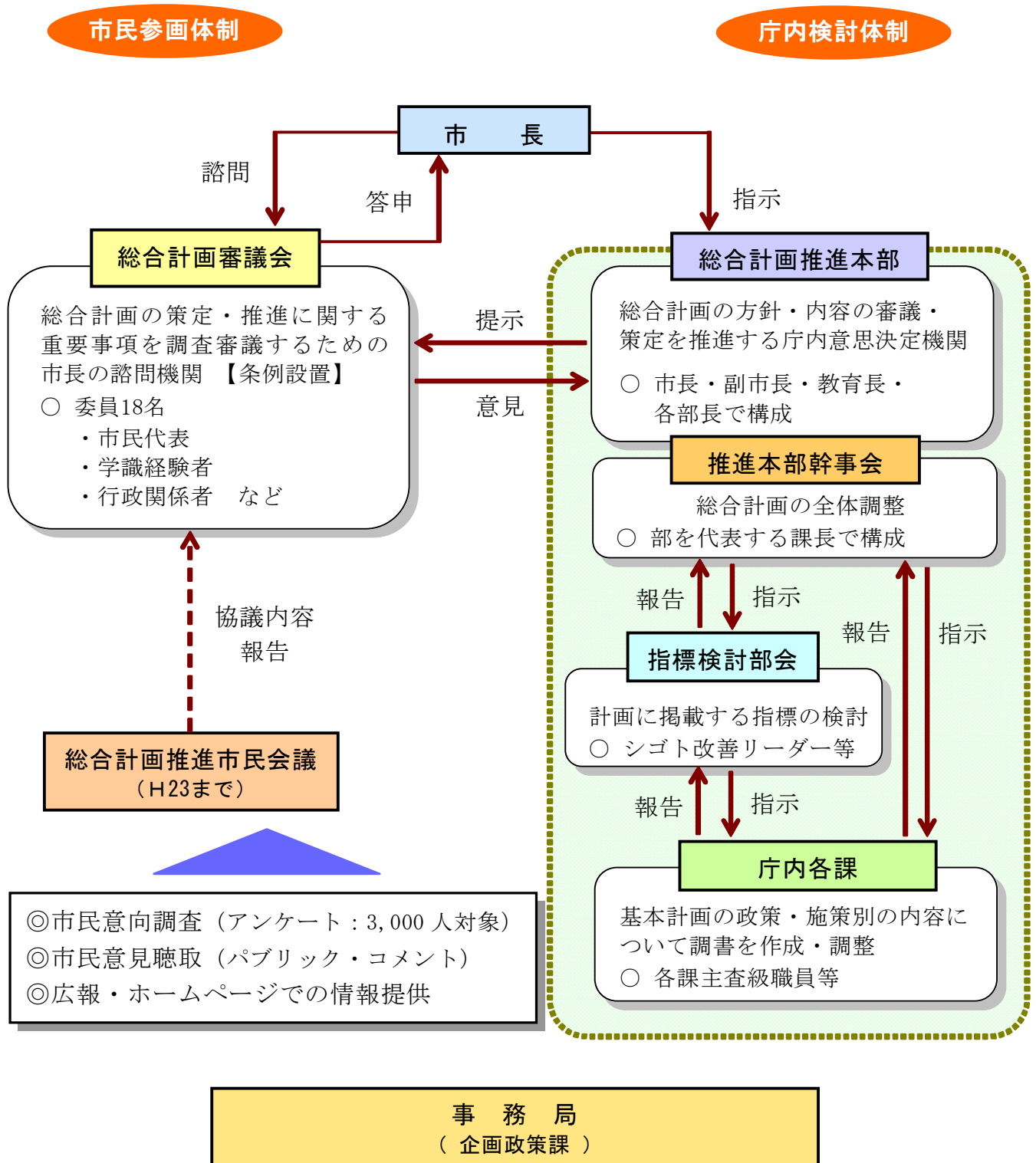
○審議会での審議事項（予定）

- ・ 審議会は、7月から12月にかけて、全6回開催する予定です。
- ・ 会議場所は、原則として、市役所2階の「特別会議室」となります。
- ・ 会議時間は、1回につき約2時間程度を予定しています。

開催回	開催時期	主な説明・審議事項
第1回	7月2日（月） 午後2時～	○市長あいさつ・委員委嘱 ○委員自己紹介 ○会長・副会長の選出 ○諮問 ○審議会の運営方法 ○後期基本計画の策定方針・スケジュール ○前期基本計画の検証内容
第2回	7月23日（月） 午後2時～	○前回審議会の対応結果について ○政策体系の再編 ○計画序論 ○まちづくり指標の設定 ○市民アンケートの実施方針
第3回	8月20日（月） 午後2時～	○前回審議会意見の対応結果 ○市民アンケートの内容について ○後期基本計画案（第1章～第3章）
第4回	10月1日（月） <u>午後4時～</u>	○前回審議会意見の対応結果 ○後期基本計画案（第4章～第6章） ○重点プロジェクト（案）
第5回	10月22日（月） 午後2時～	○前回審議会意見の対応結果 ○まちづくり市民アンケートの回答結果 ○後期基本計画案（第7章～第8章・計画推進） ○重点プロジェクト ○パブリック・コメントの実施方法
第6回	12月中旬 ※日時は未定	○パブリック・コメントの実施結果 ○後期基本計画の決定 ○答申（案）

- 「答申」は、最終の審議会終了後、後日審議会会長から市長に行います。

○後期基本計画の策定体制



※ 平成24年度については、「総合計画推進市民会議」の活動はありません。
(委員の選出・募集は行いません。)

○後期基本計画の策定経過

日 程	内 容
平成23年 6月1日	○後期基本計画策定方針の決定（部長会）
7月6日	○第1回総合計画推進市民会議 （後期基本計画の策定方針・前期基本計画検証方法を説明）
8月1日	○第1回総合計画推進本部会議 （策定スケジュール・作業等の決定）
8月24日	○第1回総合計画推進本部幹事会 （前期計画検証作業・政策の再編について説明）
8月30日	○後期基本計画策定作業説明会・作業依頼【第1弾】 （前期基本計画の自己検証作業開始：～9月末）
10月中	○前期基本計画・検証調書の修正・取りまとめ
11月1週目	○市長オートム・レビュー （来年度計画事業の選定、前期基本計画の進捗状況を確認）
11月中	○前期基本計画・検証調書の庁内最終取りまとめ・確定
平成24年 1月16日	○後期基本計画・作業依頼【第2弾】 （政策・施策体系（案）の確認依頼：～1月25日） （政策・施策調書原案の作成依頼：～2月21日）
1月18日	○第2回総合計画推進市民会議 （前期基本計画の検証結果の提示・説明）
2月28日	○第3回総合計画推進市民会議 （行動計画の説明・後期基本計画の策定について協議）
3月23日	○第1回まちづくり指標検討部会 （後期基本計画に定める指標の選定について協議）
4月1日	○審議会委員公募 （審議会委員のうち2名を市民から公募：～25日）
4月9日	○個別行政計画策定調査 （後期基本計画期間中の計画策定予定を調査：～20日）
4月12日	○第2回まちづくり指標検討部会 （後期基本計画に定める指標の選定について協議）
4月27日	○第2回総合計画推進本部幹事会 （指標部会での検討内容・基本計画序論について説明）
4月27日	○第3回まちづくり指標検討部会 （後期基本計画に定める指標の選定について協議）
5月14日	○第4回まちづくり指標検討部会 （後期基本計画に定める指標の選定について協議）
5月30日	○第2回総合計画推進本部会議 （前期基本計画の検証結果・計画原案（序論等）について協議）

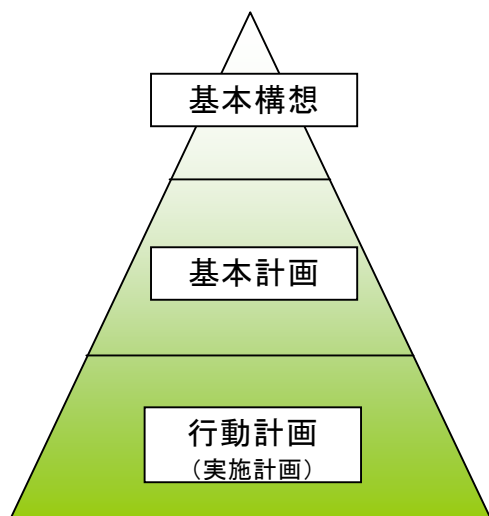
総合計画の概要について

1 総合計画とは…

- 総合計画とは、自治体の「まちづくりの経営方針」を示した計画です。
- 市のあらゆる政策や分野別の計画の基礎となるものです。
- 計画の期間を設けて、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、将来に向けて力を入れて取り組むまちづくりの方向性や主な事業を明らかにしています。
- 「地方自治法」では、市町村は総合計画のうち、「基本構想」（下図参照）を議会の議決を経て、策定することが義務付けられていました。
※平成23年5月の改正で策定の義務付けが撤廃されました。

2 西脇市総合計画のフレーム

- 策定の理由
平成17年10月の新・西脇市の発足に伴い、策定したものです。
- 策定の経過
平成18年4月から審議会・市民会議で協議し、平成19年5月に市長へ答申
平成19年6月議会に提案し、審議後、同年9月5日に可決・運用を開始しました。
- 計画の性格・役割
 - ① 新・西脇市の行政運営の最上位計画
 - ② まちの将来像を実現する行政の経営計画
 - ③ 市民との協働で進めるまちづくり計画
 ※ 合併時に策定した、合併後のまちづくりをどのように進めるかを示した「新市まちづくり計画」の内容を受け継いでいます。
- 計画の構成・期間
「基本構想」、「基本計画」、「行動計画」の3層で構成しています。



長期的な展望に立ち、将来どのようなまちの姿をめざすのか、そのための基本的な方針を示します。

【 計画期間 = 平成19～30年度の12年間 】

基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりを進めていくための取組を示します。

【 計画期間 = 前期 平成19～24年度の6年間 】

後期 平成25～30年度の6年間 】

基本計画に位置づけられた取組について、具体的な事業を示します。

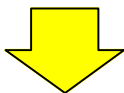
【 計画期間 = 向こう3年間 】

⇒別冊「行動計画（H24～26）」を参照

○計画の内容（基本構想の部分）

- ・ 都市像 … 西脇市のあるべき姿をキャッチフレーズにしたもの
『人輝き 未来広がる 田園協奏都市』
- ・ 将来像 … 総合計画の期間内にめざすべき姿をキャッチフレーズにしたもの
『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』
- ・ 都市経営の基本方針 … 公共サービスと市民負担の考え方
 - ☞ 協働によるサービスの維持 + 市民負担は現状維持・微増
- ・ 市の使命 … 西脇市が行政として果たすべき役割
 - ☞ 安心できる暮らしを保障する「行政本来の役割」
 - ☞ 市民起点の効率的・効果的な「行政経営の実践」
 - ☞ 市民参画を進め、市民との「協働を実践」
 - ☞ 市民活動を支援し、「市民力・地域力を向上」
- ・ 市民に期待される役割 … 市民のみなさんに社会で果たしてもらいたい役割
 - ☞ 自己実現・自己向上に向けた自立（＝自助の強化）
 - ☞ 地域社会への貢献、相互扶助・連帯感の形成（＝共助の強化）
 - ☞ 行政活動や公共への参画（＝公助への参画）
- ・ 分野別の展望 … 8つのまちづくりの分野別のめざす姿

① ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち	【健康・子育て・福祉】
② 産業が元気！活力とにぎわいあふれるまち	【産業・経済】
③ ところ豊かな人が育ち、いきいきと活躍できるまち	【教育・文化・スポーツ】
④ 暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち	【生活安全・安心】
⑤ 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまち	【都市基盤・生活環境】
⑥ 持続可能な循環型社会を構き、人と自然が共生するまち	【自然・環境共生】
⑦ 多様な主体による地域自治が確立したまち	【地域自治】
⑧ 時代に対応した行政経営が確立したまち	【行政経営】



上記の8つの分野別のめざす姿を実現する取組（政策・施策）を「前期基本計画」で示しています。

後期基本計画の見直しの論点について

平成24年度に前期基本計画の計画期間の終了を迎える中、本市を取り巻く環境は、大きく変わってきています。

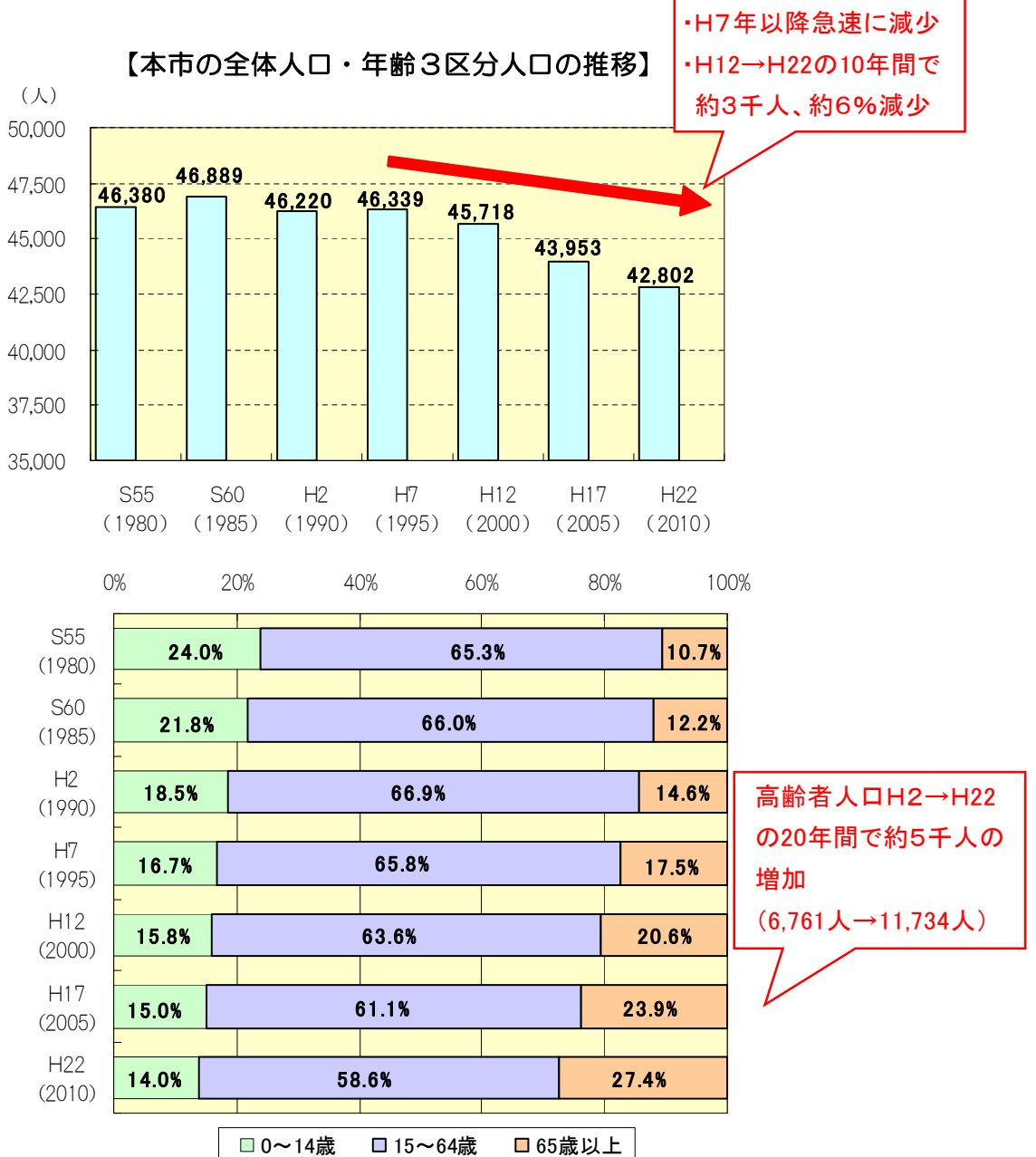
さまざまな外部環境の変化のうち、特に次の2点について留意しながら、後期基本計画の策定を進めていくことが必要であると考えます。

1 人口減少と少子高齢化の進行

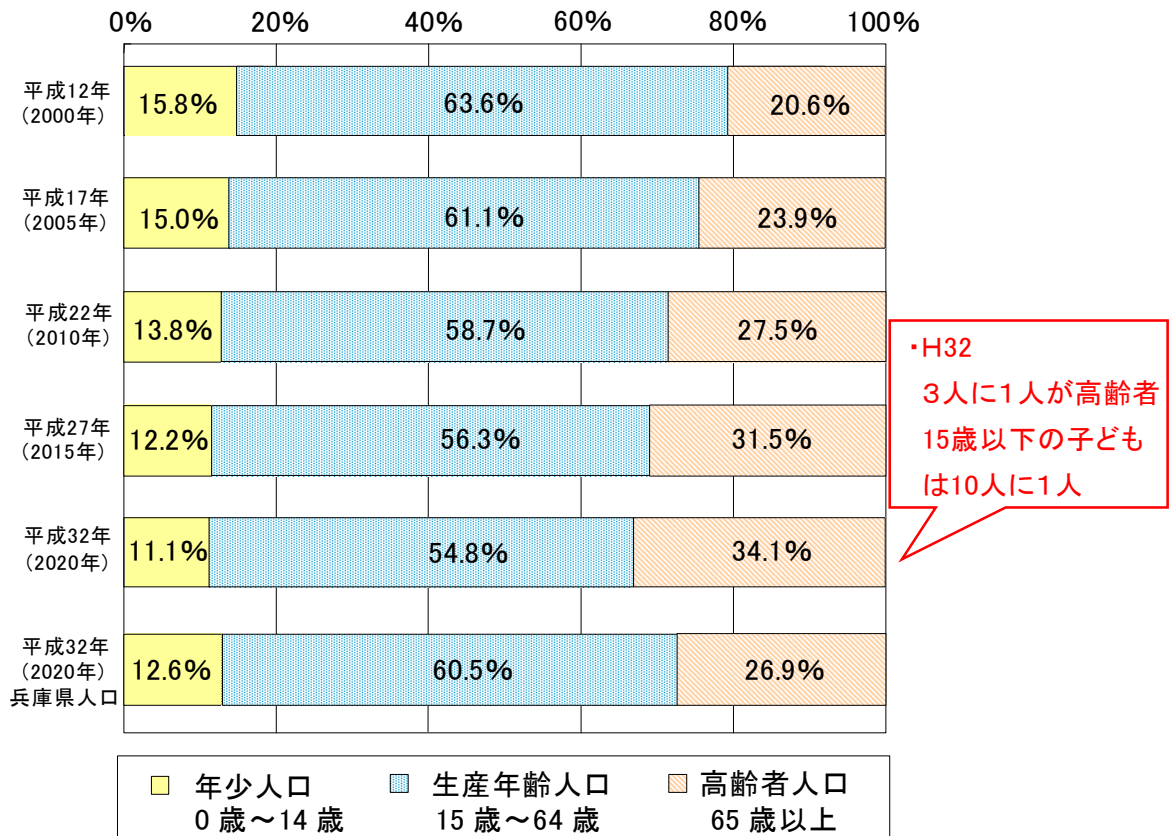
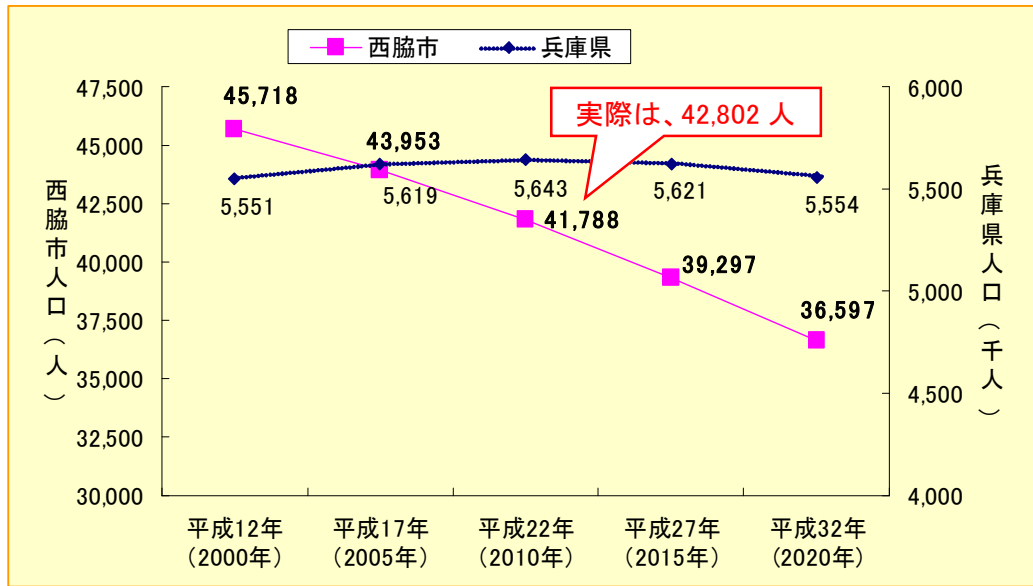
○わが国の全体人口が減少に転じる中、本市でもほぼ30年間横ばいであった人口が平成7（1995）年以降、減少傾向が顕著になっています。

○少子高齢化の進行に伴い、今後も本市の人口は減少していくことが予測されます。

○人口が増えること・増やすことを前提とした考えから脱却し、人口減少・少子高齢化の進行を前提とした考えに立つことが必要です。



【今後の全体人口・年齢3区分人口の予測（前期基本計画策定時）】



※平成22年度の国勢調査の結果を踏まえ、後期基本計画では、あらためて人口推計を行う予定です。

2 財政状況の悪化

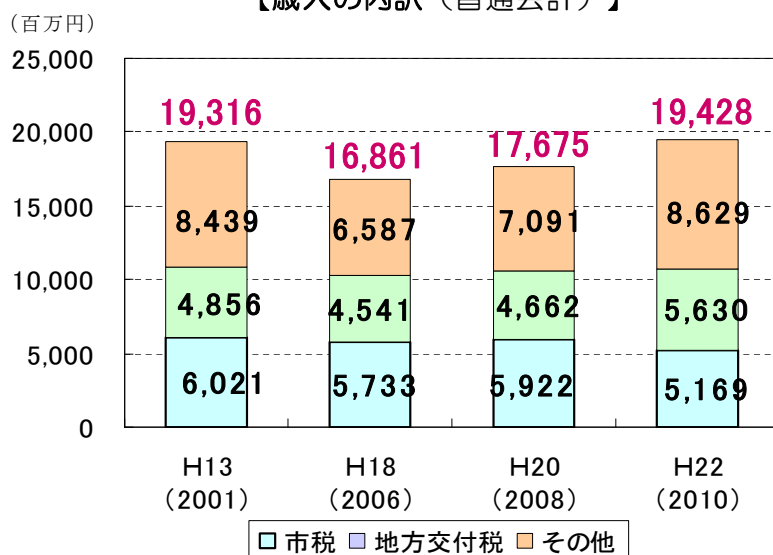
○景気の低迷や労働人口の減少により、市税収入は減少傾向。一方で、税収の不足を補うため、国から交付される地方交付税が増加傾向にあります。平成22年度には、地方交付税額が市税収入を上回りました。

○歳出では、職員の減少を進めた結果、人件費は大幅に減少していますが、少子高齢化に伴い扶助費（福祉サービスなどの社会保障経費）が増加しています。

○今後も市税収入の減少と扶助費の増加が見込まれます。また、合併から10年経た平成27年度からは、地方交付税の合併算定替（合併市町村には通常より多く交付される制度）が段階的に終了し、地方交付税が大幅に減少（平成23年度ベースで約5億8千万円）する見込みです。

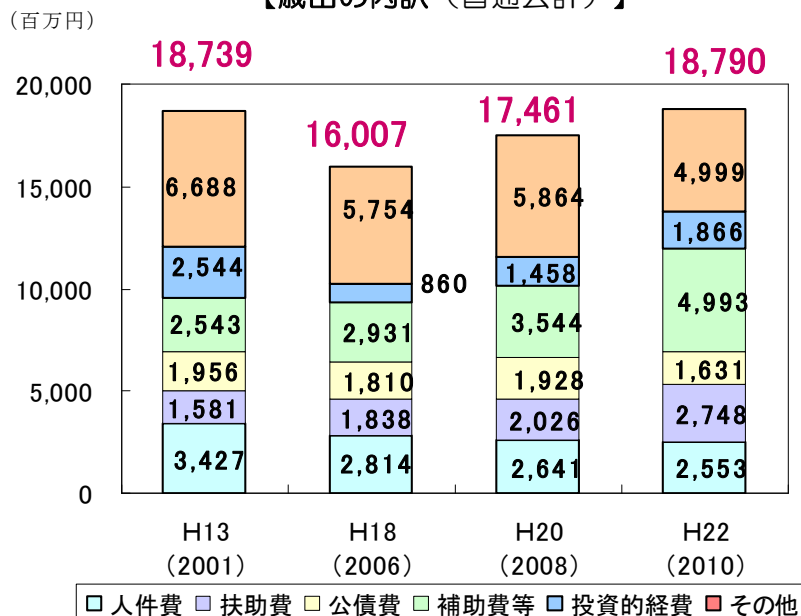
○市債残高（借金）は、ほぼ横ばい、基金残高（貯金）は、平成20年度以降増加傾向にあります。

【歳入の内訳（普通会計）】



・H18→H22
市税は1割減少
地方交付税は
25%増加

【歳出の内訳（普通会計）】

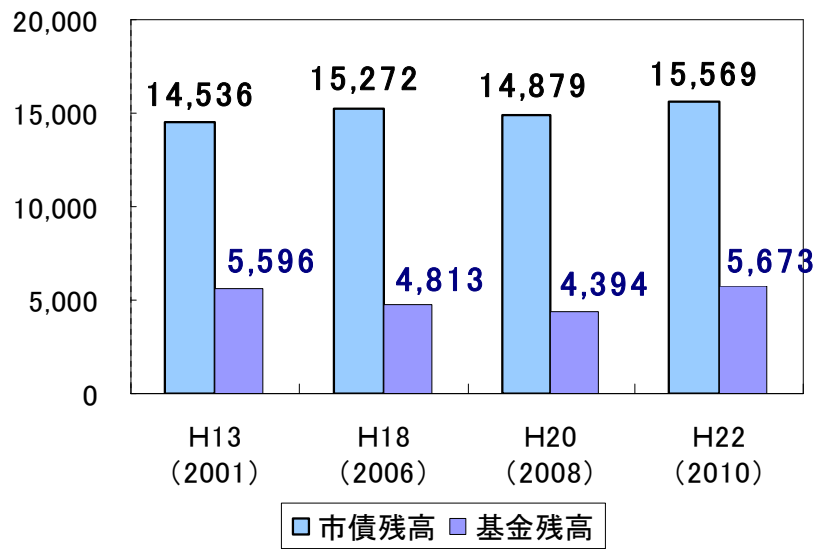


・H13→H22
人件費8.7億円減少
扶助費11.7億円増加

※平成13年度は、旧西脇市・旧黒田庄町の決算額の合算

【市債残高・基金残高の推移（普通会計）】

(百万円)



・市債残高は、ほぼ横ばい
・基金残高は、H20 → H22で3割増加